

令和3年度 経済産業省関係 税制改正について（令和2年12月）

[中小企業経営強化税制について]

- ① 中小企業等が、
- ② 指定期間内（現行：令和3年3月31日まで）に、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき
- ③ 一定の設備を新規取得等し、
- ④ 指定事業（建設業）の用に供した場合、

法人税上、即時償却又は税額控除（10%）を選択適用することができる。

【生産性向上設備（A類型）】

要件：新規導入した設備の生産性が旧モデル比1%以上向上する設備

③一定の設備

- ・機械装置（取得額160万円以上かつ販売開始後10年以内のもの）
- ・測定器具及び検査工具（取得額30万円以上かつ販売開始後5年以内のもの）

◇ メリット

本制度の適用を受けることにより、償却費用の前倒しや税負担の軽減のメリットを享受できる。

例えば、取得額100万円の耐用年数5年の測定器具を導入した場合、

〔即時償却を選択〕

毎年度20万円（定額法の場合）、減価償却し費用計上するところ、導入年度に全額の100万円を費用計上できる。

〔税額控除を選択〕

例えば、法人税が50万円課税される場合、10万円を控除し40万円となる。